

徳島県規則第八十九号

徳島県自然環境保全条例施行規則及び徳島県希少野生生物の保護及び継承に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和二年十一月三十日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県自然環境保全条例施行規則及び徳島県希少野生生物の保護及び継承に関する条例施行規則の一部を改正する規則

次に掲げる規則の規定中「第十七条第一項」を「第二十一条第一項」に改める。

一 徳島県自然環境保全条例施行規則（昭和五十二年徳島県規則第三号）第十七条第十二号口及び第二十四条第六号イ

二 徳島県希少野生生物の保護及び継承に関する条例施行規則（平成十九年徳島県規則第一号）第十五条第十号八及び第二十二条第六号二

附 則

この規則は、令和二年十二月一日から施行する。